

子どもの貧困：離婚と養育費

アワセ第一医院

院長 浜 端 宏 英

沖縄子どもの貧困白書(2017)によれば、沖縄県の貧困率は29.9%(全国平均16.3)、離婚率も千人当たり2.51(同1.75)でともに1位である。今年、当協会の学会において、特別講演で国立成育医療研究センター理事長の五十嵐隆先生は離婚問題に触れ、未成年の子どもがいる離婚では、協議離婚ではなく裁判離婚にすべきと話された。五十嵐先生は全国学会でも同じ話をされ、新たな貧困を作らないための貴重な提言だと思われる。

外来でも離婚の話を書くことがある。五十嵐先生のお話を伝えることもあるが、私自身、離婚や養育費の知識が全くなく、参加している「子どもの貧困ML」に投稿し内容をまとめた。私たちの誰もが離婚する親の良き相談相手になればと思うようになった。

【離婚】 日本で離婚する方法は4つ

1. 協議離婚

日本では90%がこの方法。ほとんどの先進国では、離婚の合意に裁判所など公的機関が関与しているが、日本では当事者の合意と証人2名を加えた届出のみで成立する、世界的に見ても最も簡単で特異な法制。離婚協議書の中に養育費に関する強制執行文言があり、公正証書(公証役場で作成)とすれば、改めて裁判を起すことなく強制執行ができる。実際は離婚協議書さえもないことが多い。

2. 調停離婚

家庭裁判所で裁判官と2名の調停委員を交えた話し合いによる。

調停成立後の調停調書は判決と同等の効果があり、強制執行などの法的手段が可能である。離婚成立まで半年以上かかることが多い。

3. 審判離婚

調停離婚で不成立に終わった場合に、裁判所が調停に代わって審判という形で離婚をさせる方法であるが、両者が納得しないと成立せず、ほとんど利用されていない。

4. 裁判離婚

調停離婚が不成立を前提に行われる。約1%で行われている。判決まで1~2年かかることが多い。

結局、協議離婚でもやり方によっては、養育費の強制執行が可能である。弁護士によると、裁判官が子どもの利益(養育費)まで勘案してくれる、調停離婚や裁判離婚が良い方法だということである。

五十嵐先生が話されたように、未成年の子どもがいる離婚では、協議離婚ではなく裁判離婚が望ましいことになる。

【養育費】 日本は子どもの立場で養育費を考えてこなかった国

「子どもと貧困」(朝日新聞出版2016)によれば、先進国では二つの方法で養育費に取り組んでいる。一つはアメリカのように別れた親から徴収を強化する国と、スウェーデンのように立て替え払いをする国である。

アメリカでは、公的扶助を受給する母子家庭が増加し財政負担が問題になり、政府に1975年養育費庁が設置された。すべての州で非同居親の搜索、養育費の給与天引きや税還付金からの相殺などが公的な制度としてあり、応じなければ制裁もある。養育費の徴収は6割程度であり、支払えない父親のための就労支援も行われている。

スウェーデンでは、「養育費は子どもの権利の保障」という考えで、申請すれば立て替え払いとして手当てが支給され、公的機関が連携し、養育費を支払うべき親からほぼ100%徴収している。支払えない親については国が肩代わりし、支払い能力がある親の逃げ得は許さない態度である。スウェーデンは離婚に伴う貧困がない国である。

韓国は2015年に養育費履行管理院が設置され、養育費の相談と徴収が行われている。「養育費は父母の最低限の義務です」と書かれた広告が地下鉄の車両に掲げられている。

日本で先進的に取り組んでいる自治体は兵庫県明石市である。泉市長は弁護士時代に養育費問題にかかわり、子どもの代弁者がいないことに愕然としたことが原点である。その後国会議員を経て市長となっているが、「養育費の受け取りは子どもの権利」として、お金をかけずに全国に広がっていくようなシステムを模索している。

日本は先進国の中で最も簡単に離婚できる一方、養育費については最も遅れている国である。養育費は子どもにとって権利であるが、受け取っているのは2割前後と考えられている。私たちは離婚と養育費について知り、子どもの代弁者として行動していくことが求められている。